公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

ム曲のなべる。の私気の形をつに向うるが	
改 正 案	現 行
(職員の派遣)	〔同左〕
第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間	第2条 〔同左〕
の取決めに基づき、当該団体の業務にその	
役職員として専ら従事させるため、職員	
(次項に定める職員を除く。)を派遣する	
ことができる。	
~ 〔略〕	~ 〔略〕
	公益財団法人東京オリンピック・パラ
	<u>リンピック競技大会組織委員会</u>
法第2条第1項第4号に規定する団体	〔同左〕
2 · 3 〔略〕	2 · 3 〔略〕

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。